

(案)

流 福 審 第 号
平 成 年 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会 長 小島 富美子

「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部
改正（案）について（答申）

平成27年4月16日付け流社第38号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらず、全ての障害者が当該施設を利用できるようにすることは妥当であると考えます。ただし、次の付帯意見に留意してください。

付帯意見

- 1 利用対象者を、全ての障害者に拡大することによって、現在のサービスが低下することがないように、施設の管理体制に十分配慮すること。また、身体障害者団体等に対して十分な説明を実施すること。